

市税に係る減免措置調査票

		所属名	市民局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号	
		規則	
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 地域単位におけるコミュニティ活動の振興 (2) 支援の必要性(理由) ・地域コミュニティ活動は、セーフティネットの構築と安全で安心してらせるまちづくりに資する、公益性の高い活動である。また、収益を目的としたものではなく、集会施設がそのための活動拠点として活用されている。 ・集会施設は市町村が設置する公民館という性格もあわせもっている。 ・市民活動推進条例では本市の責務として、「市民活動を推進するために必要な施策を講じ、市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組むもの」とされている。 ・現状においても集会施設の維持管理費用については、一部の改修整備を除いて地域が負担しており、減免措置を廃止すると経常的・定例的に実施している活動さえ維持・継続することが難しくなり、活動の停滞や衰退につながる。		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有○ ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	・地域集会施設は、心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資することを目的とし、地域住民が集まることのできるコミュニティ活動の拠点として設置されており、地域コミュニティの発展に大きく寄与している。 ・また、地域住民が主体となって管理運営し、広く市民が施設を利用している公共性・公益性の高い施設であるため、固定資産を課税することは、市政改革プラン(案)における具体的な取組みの方向性に掲げる「地域活動の活性化」と逆行するものである。 ・374か所ある施設のうち118か所については公設置であることから課税対象外となる一方、利用実態において実質的な差異がない公設置以外の施設だけが課税対象となるため、両者間で著しい不均衡が生じてしまう。 ・集会施設によって所有形態や立地条件等が大きく異なり、減免措置を廃止することは、地域によっては施設を維持することができなくなるため、地域が活動拠点を失いかねず、地域の理解が得られない。		

《ヒアリングにおける所属の意見等》

地域活動協議会と地域振興会との関係はどのようになるのか？ ⑤ また、協議会の立ち上げ時期は？	・これまで集会所運営は主に集会所運営委員会が行っている。地域振興会とは別団体であるが、構成員は同じであることが多い。 ・地域活動協議会とは、地域振興会、地域社協、PTA等の各種地域団体やNPO、企業等により構成され、自律的な地域運営を行うための協議会であり、平成25年度中を目途に順次形成されていく。 ・地域振興会に限らず、地域活動協議会に参画する各種地域団体については、今後も地域組織として継続して活動していくので、地活協の形成に伴って消滅するものではない。 ・平成25年度以降、地域活動協議会に対しては、地域の実情や特性に応じた活動が行えるよう、「一括助成制度(仮称)」に再構築して助成を行う。 ・「一括助成制度(仮称)」までの経過措置として地域振興活動補助金は、24年度予算において継続して計上している。
⑥ 現行減免規定の整備関係 現在の減免規定は「地域振興会が本来の用に…」となっているが、公設置・民設置、地域振興会・地域活動協議会が混在したままだと難しい。現行規定では読めなくなる。	現在、地域集会所の運営は、法人または運営委員会が行っているが、役員には地域振興会のメンバーも含まれている。そのため、地域活動協議会の立ち上げの際に整理が必要。
⑦ 設置補助、改修補助などは？ また、区長権限との関係は？	24予算は組んでいる。 区長権限との関係についてを今後どうしていくか、一定の方向性が出ているわけではない。
⑧ 地域集会所を区に移管するという議論はどのようになっている？	未整備の所もあり、予算は市民局で持っておく。決定権については、今は市民局。区長から補助の副申を出してもらうが、明確にどうするかは決まっていない。